

三鷹市用途地域等に関する 指定方針及び指定基準

令和4年2月改定

三鷹市

目次

序章	1
1 目的	1
2 基本となる計画等.....	2
第1章 用途地域等に関する指定方針.....	7
1 テーマ別指定方針.....	7
2 ゾーン別指定方針.....	9
3 区域設定.....	10
4 変更	11
5 その他の地域地区等の活用方針.....	13
第2章 用途地域等に関する指定基準.....	15
1 用途地域に関する指定基準.....	15
2 その他の地域地区等の指定基準.....	28
運用について	30

序章

1 目的

本市の目標とする都市像である「緑と水の公園都市」を土地利用の観点から実現するため、用途地域等の地域地区や地区計画等の都市計画制度を活用し、地域特性が活かされるように土地利用を誘導していく必要がある。

そのため、土地利用を基本とした具体的な施策を示している「三鷹市土地利用総合計画」に基づいた「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定し、まちづくりのゾーニング等を踏まえた用途地域等を指定していくこととする。

また、この実現に際して、以下の三鷹市における政策的なまちづくりの視点に留意し、土地利用を誘導していく。

【土地利用誘導の視点】

- ◇本市の資産である「良好な住環境」や「多様な産業」を保全、育成するとともに、誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指すための防災都市づくりを推進するための土地利用の誘導を図る。
- ◇三鷹らしさを感じさせる自然緑地やふれあいの里、農の風景など、「良好な景観」を保全、育成するとともに、これらの緑と、三鷹駅前や東八道路沿道等で創出する緑をつなぎ、市全体を「緑のまち」にする“百年の森”のまちづくりを推進するための土地利用の誘導を図る。
- ◇エリアマネジメントの取組など、市民等との協働による、地域の将来像の実現や地域特性を活かした魅力・価値の向上を図る地域のまちづくりを推進するための土地利用の誘導を図る。
- ◇無秩序な開発等を抑制し、地域経済の発展と自然環境が調和したまちづくりを推進するとともに、都市整備の拠点や日常生活圏を踏まえた、生活利便施設の適切な誘導や公共施設の再配置等を進めるなど、持続可能な集約型都市の形成に向けた土地利用の誘導を図る。

2 基本となる計画等

用途地域等の指定においては、以下の計画等に基づくものとする。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画法（以下「法」という。）第6条の2第1項に基づく方針であり、同条第3項に基づき本市の用途地域等の指定に際しても同方針に即したものとす。

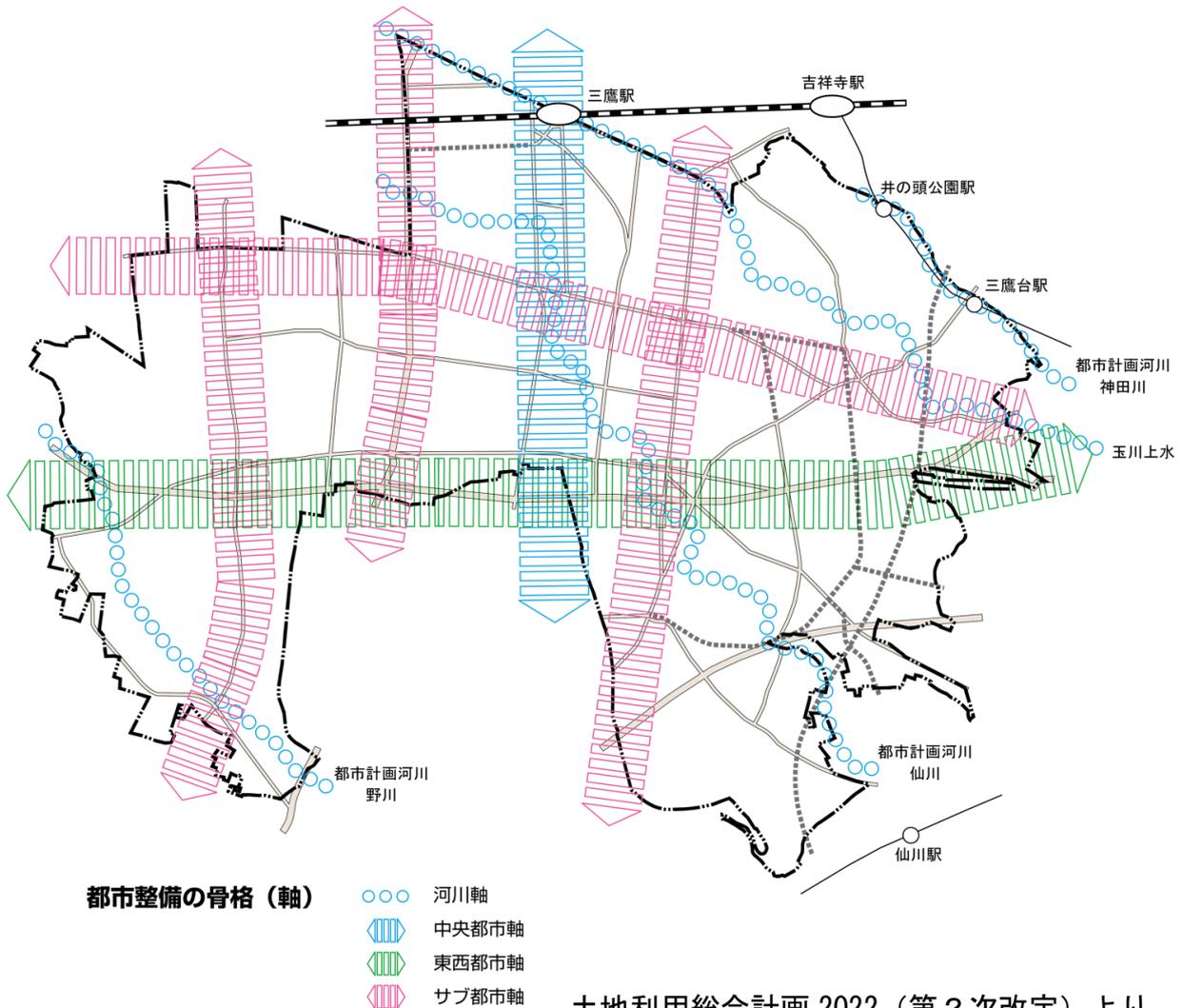
(2) 三鷹市土地利用総合計画（都市計画マスタープラン）

法第18条の2第1項に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、同条第4項に基づき市町村が定める都市計画である用途地域等は、これに即したものとす。また、三鷹市まちづくり条例第10条第1項に規定された計画である（土地利用総合計画で示す都市整備の骨格（軸）、都市整備の拠点（面）、まちづくりのゾーニングは次頁以降に掲載）。

(3) その他関連政策との総合的な連携

政策課題の複雑化、高度化に対応し、都市の総合的な競争力を高めるため、都市計画関係の政策だけでなく、総合的な視点で関連する政策や「三鷹市基本計画」、「三鷹市緑と水の基本計画」、「三鷹市景観づくり計画」及びその他の関連個別計画との連携についても配慮す。

【都市整備の骨格（軸）】

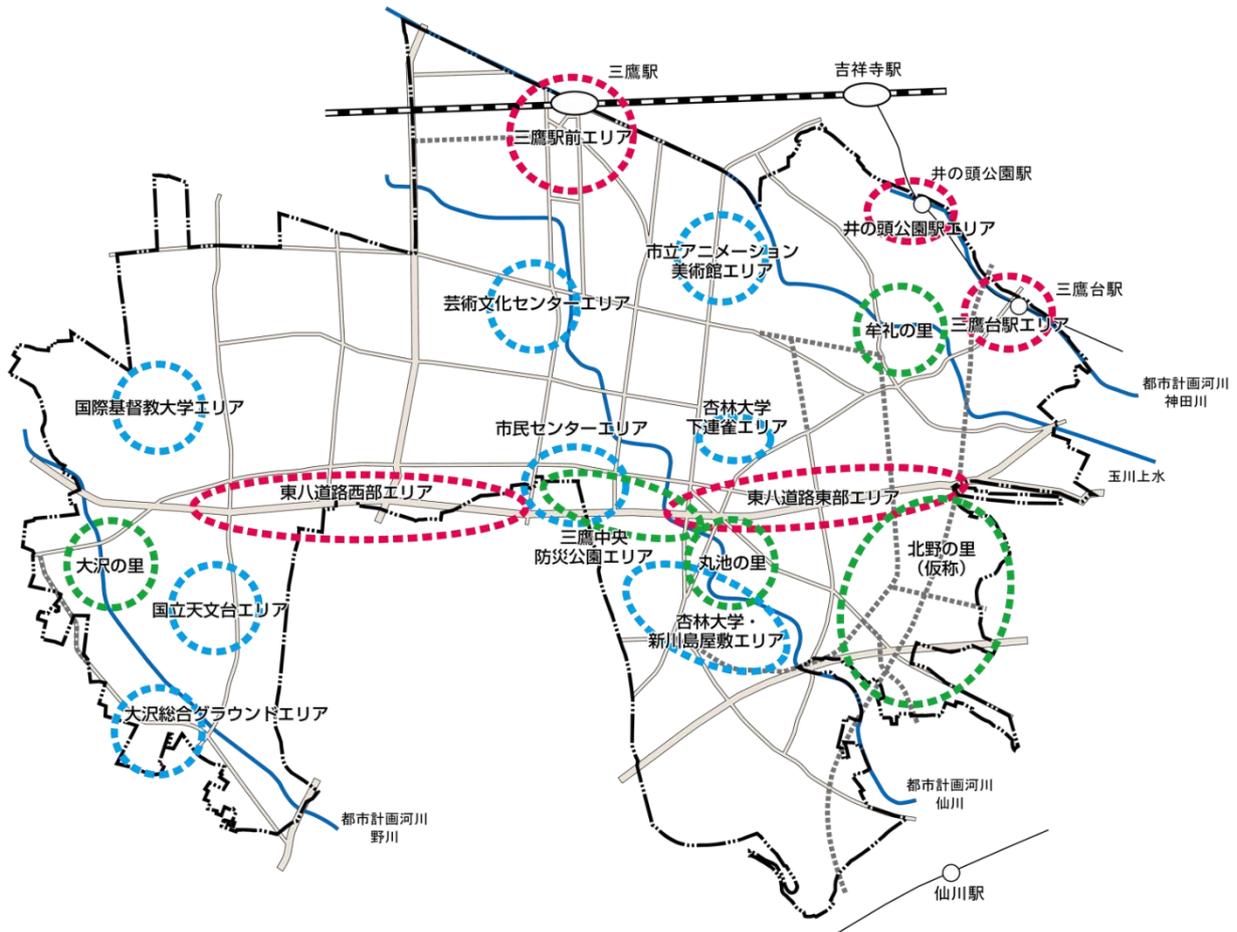


【都市整備の骨格（軸）と主な内容】

軸		主な内容
都市軸	中央都市軸	三鷹駅から市民センターまでの南北の一带で、都市計画道路3・4・17号（三鷹通り）とそれに平行している都市計画道路3・5・16号（中央通り）などが該当
	東西都市軸	都市計画道路3・2・2号（東八道路）とそれとほぼ平行している人見街道一带
サブ都市軸		交通、防災、環境等の視点からサブ都市軸の機能を果たす幹線道路として、都市計画道路3・2・6号（武蔵境通りほか）、都市計画道路3・4・14号（吉祥寺通りほか）、都市計画道路3・4・20号（天文台通り）、都市計画道路3・4・7号（連雀通り）が該当
河川軸		河川及び玉川上水

※上記のほか、遊歩道・コミュニティ道路、主な生活道路網を「緑と水の軸線」と別途位置づけ

【都市整備の拠点（面）】



都市整備の拠点（面）

活性化の拠点

文化・教育・健康の拠点

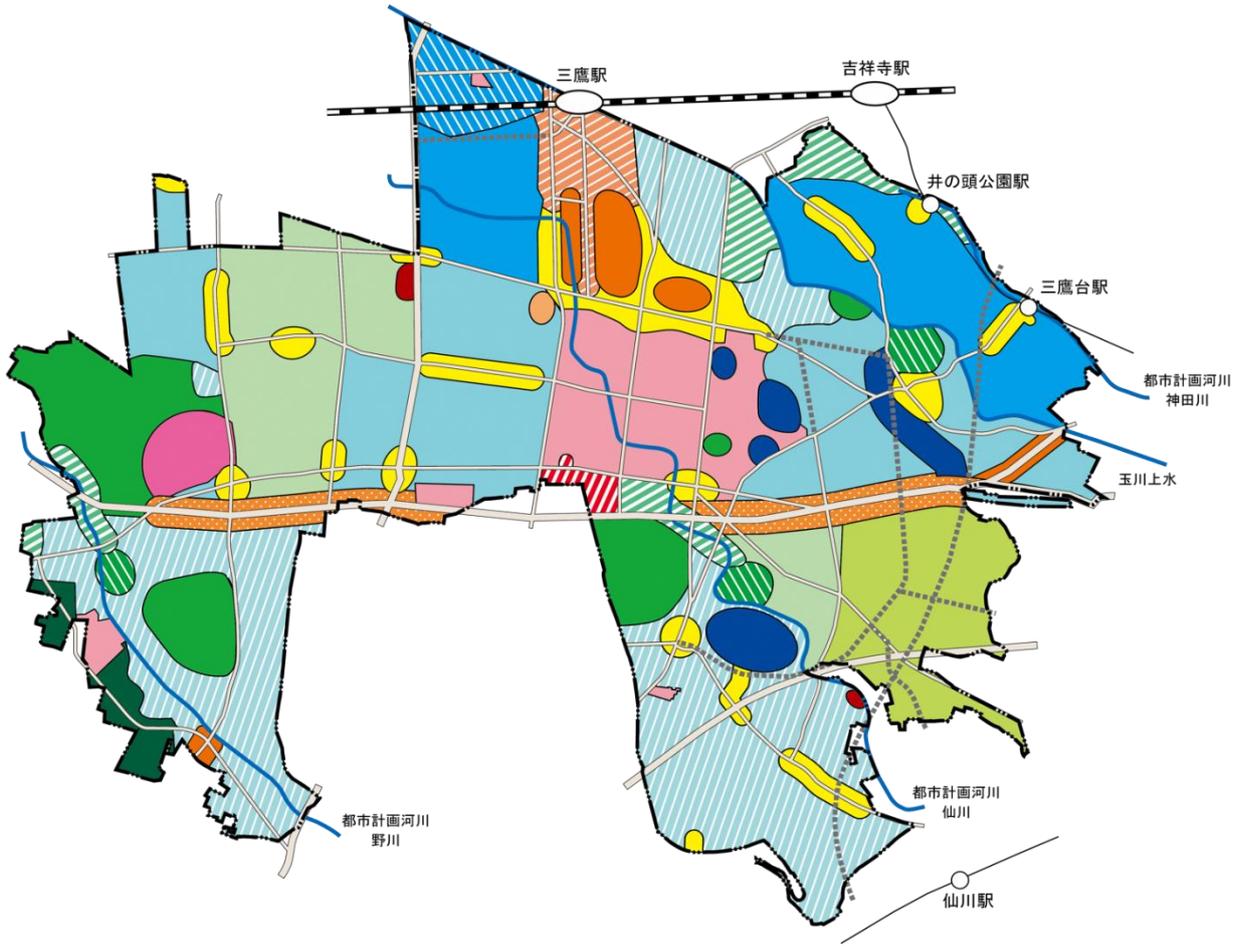
緑と水の拠点

土地利用総合計画 2022（第2次改定）より

【都市整備の拠点（面）と主な内容】

拠点	主な内容
活性化の拠点	商業集積等が多くみられ、多くの人が集まる地域で、特に重点的、先行的な都市整備事業やまちづくりの誘導をしつつ、三鷹市のあるべき都市像に向けて整備を促進する地域
文化・教育・健康の拠点	文化や教育、スポーツをはじめとする健康に関する大型の公共施設等が立地する地域で、施設の建替えや建設にあわせて、周辺地域の整備を行い、中心となる施設の特色を活かしながら、ハードとソフトが一体となった文化性の高い快適空間をめざす地域
緑と水の拠点	ふれあいの里及び三鷹中央防災公園エリアを指定しており、「農のある風景」の保全、農業公園及び市民農園等の充実、樹林の保全、景観に関する取組の実施など、一体的な事業展開を行う地域

【まちづくりのゾーニング】



住環境整備ゾーン

- 住環境保全ゾーン
- 住環境改善ゾーン
- 防災まちづくりゾーン
- 上連雀複合整備ゾーン
- 公共住宅等整備ゾーン

自然環境整備ゾーン

- 農・住調和形成ゾーン
- 緑地保全ゾーン
- 大沢スポーツ公園整備ゾーン
- ふれあいの里保全ゾーン
- ふれあいの里まちづくりゾーン
- 研究・学園開放ゾーン

活動環境整備ゾーン

- 文化の拠点整備ゾーン
- 中心市街地活性化ゾーン
- 住・商調和形成ゾーン
- 住・商・工調和形成ゾーン
- 近隣商業整備ゾーン
- 住・工調和形成ゾーン
- 広域産業整備ゾーン
- 市民センター整備ゾーン
- 都市再生ゾーン

土地利用総合計画 2022（第2次改定）より

【まちづくりのゾーニングと主な内容】

	ゾーン設定	主な内容
住環境整備ゾーン	住環境保全ゾーン	低層・低密度の良好な住宅地域
	住環境改善ゾーン	低層・密集型の住宅地域
	防災まちづくりゾーン	上連雀地域の一部や井の頭地域など、震災時の危険性解消の必要性を検討する区域
	上連雀複合整備ゾーン	上連雀地域の一部。中央線複々線化事業にあわせて、地区計画などの検討を行う地域
	公共住宅等整備ゾーン	大規模な公共住宅等の建設や建て替えにあわせて周辺の整備を進める地域
自然環境整備ゾーン	農・住調和形成ゾーン	農地と住宅の調和した整備を進める地域
	緑地保全ゾーン	大規模な公園や緑地の保全を進める地域
	大沢スポーツ公園整備ゾーン	自然と調和したスポーツ施設等の整備を進める地域
	ふれあいの里保全ゾーン	大沢の里、牟礼の里、丸池の里の保全を進める地域
	ふれあいの里まちづくりゾーン	北野の里（仮称）の創出を進め、農地や緑地の再生及び保全に伴うまちづくりに取り組む地域
	研究・学園開放ゾーン	大学などの緑地保全と市民開放を進める地域
活動環境整備ゾーン	文化の拠点整備ゾーン	周辺住環境と文化の拠点の調和がのぞまれる地域
	中心市街地活性化ゾーン	三鷹駅前エリアの再開発を進める地域
	住・商調和形成ゾーン	住環境と商業との調和がのぞまれる地域
	住・商・工調和形成ゾーン	良好な住環境を維持しながら、商業・工業を適正な配置に誘導する地域
	近隣商業整備ゾーン	身近な商店街の発展を進める地域
	住・工調和形成ゾーン	準工業地域、工業地域等で工場の集約化及び都市型産業を保全・誘致し、周辺の一体的整備を進める地域
	広域産業整備ゾーン	工業地域で広域的な産業関連施設を立地・誘導する地域
	市民センター整備ゾーン	市民センターエリアにおいて、公共施設の集約化や防災公園の整備を進める地域
	都市再生ゾーン	土地利用転換が見込まれ、都市型産業、住宅、公益施設等の立地環境を整え周辺と調和を図る地域

第1章 用途地域等に関する指定方針

1 テーマ別指定方針

土地利用総合計画に定められたテーマ別のまちづくり方針について、それぞれ関連する用途地域等の指定方針は以下のとおりとする。

(1) 災害に強いまちづくり

市街地の不燃化が必要な地域については、積極的に防火地域又は準防火地域を指定する。また、住宅地等において、木造住宅が密集しているなど、特に重点的かつ効果的な防災対策が必要とされる区域においては、防災性向上のため準防火地域及び東京都建築安全条例第7条の3に基づく防火規制区域（以下「新防火区域」という。）を優先的に指定する。

本市では、災害時に大きな被害をもたらす延焼火災を防止するために、都市計画道路などの幹線道路で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」の形成を推進しており、延焼遮断帯となる幹線道路の沿道については建築物の不燃化を促進するように用途地域等を指定する。また、避難や消火・救助活動を補完する（仮称）防災区画道路の拡幅整備を誘導するため、道路の整備状況に応じた建蔽率・容積率となるよう地区計画の策定と合わせて、用途地域等の見直しの検討を行う。

さらに、建築物の敷地面積の最低限度や外壁の後退距離の限度の指定等により、防災施設の整備や延焼防止のための空地の確保を図る。

また、災害時の避難所等となる公共公益施設などについては、施設の更新が進むよう周辺環境に配慮した地区計画の策定とあわせ、必要に応じて用途地域等の見直しを行う。

(2) 道づくりとともに進めるまちづくり

幹線道路等の沿道については、地域の特性や土地利用の方向性に応じた用途地域等を指定するとともに、後背地の良好な住環境の保護や沿道の建築物の敷地内の緑化の推進を図る。

未整備の都市計画道路等についても、進捗状況を踏まえ、沿道の商業・業務等の利便性の向上や住環境との調和等、地域の特性に応じた用途地域等を指定する。

特に、東京外かく環状道路及び周辺都市計画道路などの整備により、新たに沿道等の土地利用転換が図られる「ふれあいの里まちづくりゾーン」に位置づけた北野の里（仮称）については、周辺の農地の保全等を含めたまちづくりの取組とあわせて、地域の特性が活かされるように用途地域等を指定する。

(3) 緑と水を活かしたまちづくり

本市における重要な環境資源であるふれあいの里等の緑と水の拠点や国分寺

崖線等の斜面緑地、樹林地、草地やこれらと一体をなす良好な自然環境については、風致地区や特別緑地保全地区等を指定し、自然緑地の保全に努める。

多面的で公益的な機能を有する都市農地については、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、維持・保全に努める。

さらに、建築物の敷地面積の最低限度及び外壁の後退距離の限度等の指定による緑化空間の確保や、緑化地域等の指定により、市街地の緑化を推進する。特に、三鷹駅前エリアにおける土地の高度利用や協同ビル化等による緑化空間の創出・拡大や、「住・商・工調和形成ゾーン」に位置付けた東八道路沿道における都市計画制度等を活用した緑の連続空間の創出など、誘導手法の検討を行い、市内各所の緑地をつなぎ、市全体を「緑のまち」にする“百年の森”のまちづくりを推進する。

(4) 住みよい環境をめざすまちづくり

地域の環境と調和した建築物の建築を誘導するため、特別用途地区や地区計画等を活用し、良好な都市環境の形成を図る。特に、住居系用途地域内に店舗・工場等が混在する場合は、住宅と店舗・工場等が周辺の住宅環境に配慮された空間の中で共生できるように、特別用途地区等の指定・拡充を図る。

大規模土地利用転換が行われる場合においては、必要に応じて用途地域等の変更や地区計画の策定により、周辺環境に配慮した計画的な開発を誘導するとともに、路線式の用途地域指定が行われている地域等で、後背地との用途地域の格差が大きい場合は、段階的に用途地域を定めることなどにより、後背地の住環境の保護を図る。

また、低層住宅地の良好な環境を保護しつつ、小規模な日用品販売店舗の立地ができるよう第二種低層住居専用地域を指定するなど、高齢者等が生活しやすいように、歩いて通える範囲に買い物等が可能な店舗の立地を図る。

さらに、建築物の敷地面積の最低限度、外壁の後退距離の限度、高度地区及び景観地区の指定等により、居住環境の保全・向上を図る。

(5) 産業を活かしたまちづくり

産業と生活が調和して発展する都市づくりを推進するため、特別用途地区等を指定し、住環境に配慮しつつ既存の産業を保全するとともに、新たな産業の誘致及び既存事業の操業継続・育成に配慮した活力ある活動環境を創造する。その際は、関連する支援策等にも配慮する。

特に、三鷹駅前エリアや三鷹台駅エリアなど、商業振興を図る地域においては、特別用途地区や地区計画の活用により、それぞれの地域の特性及び将来像にあった商業・業務を誘導する。「住・商・工調和形成ゾーン」に位置づけた東八道路沿道については、特別用途地区や地区計画等を活用し、住環境に配慮しながら、商業・工業等を適正な配置に誘導する。

また、良好な住環境と調和した営農環境の形成を目指すため、生産緑地地区

等の指定だけでなく、都市農地保全を目的とした田園住居地域の趣旨を反映する都市計画制度の活用等を検討する。

(6) バリアフリーをめざすまちづくり

バリアフリー化の推進にあたって、誰もが安全で安心して移動できる空間の形成など、ユニバーサルデザインの思想を反映した総合的な施策の展開を図り、生活関連経路に配慮した環境づくりを目指す。

「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づく着実な成果の継承・拡充を進めるとともに、周辺環境や都市施設の整備状況に応じて適切に土地利用を誘導する。

2 **ゾーン別指定方針**

土地利用総合計画に定められたまちづくりのゾーニングについて、それぞれ関連する用途地域等の指定方針は以下のとおりとする。

(1) 住環境整備ゾーン

住環境整備ゾーンは、良好な住環境と都市の利便性が調和した中低層市街地として、安全で快適な都市空間を創造するため、地域の特性に応じ、良好な住環境の保全・育成を図るゾーンである。そのため、低層住宅地として良好な住環境を保護する地域は、原則として、第一種低層住居専用地域を指定する。また、良好な中高層住宅地の形成を図る地域、学校等教育施設の立地を図る地域及びその周辺で教育環境の保護を図る地域は、原則として、第一種中高層住居専用地域を指定する。なお、良好な低層住宅地の環境を保護しつつ、生活道路沿道に日用品販売店舗等の立地を図る許容する地域は、第二種低層住居専用地域に指定する。

(2) 自然環境整備ゾーン

自然環境整備ゾーンは、緑や水などの自然環境を活かして、うるおいのある快適な空間となるよう緑と水の保全、回復及び創出を図るとともに、低層市街地として良好な風景・景観を形成するゾーンである。そのため、原則として、第一種低層住居専用地域を指定する。また、大学等の立地を図る地域は、第一種中高層住居専用地域の指定や特別用途地区、地区計画等を活用し、緑地保全と市民開放等を進める。

(3) 活動環境整備ゾーン

活動環境整備ゾーンは、駅前エリア等の中心市街地や幹線道路沿道等において、商業・業務・工業等の活性化を図り、魅力と個性にあふれた中高層市街地として、住環境と調和した活動環境の創造を図るゾーンである。

① 商業地

三鷹駅前エリアやそれに隣接した地域等は、原則として、商業地域を指定する。三鷹台駅及び井の頭公園駅周辺商店街、小規模な商業地等近隣の住宅

地の住民に対する日用品の供給を主たる用途とする店舗等の立地を図る地域は、原則として、近隣商業地域を指定する。

② 工業地

住宅と工場等が混在している地区で都市型産業の立地・誘導を図る地域は、原則として、準工業地域とし、指定規模等に応じて市街地環境に配慮するため、特別用途地区や地区計画等を活用する。その他工業の利便を図る地域は、工業地域とする。

③ 公共施設等の立地を図る区域

市民センターなど、大規模な公共施設等の立地を図り、利用者の利便を図る区域は、第二種住居地域に指定することができる。

④ 幹線道路の沿道

幹線道路の沿道で、後背地の住環境の保護及び住環境との調和を図る地域については、中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域のうち、地域特性やまちづくりの方針に応じて適切な用途地域を指定し、業務の利便の増進を図る地域には、準住居地域を指定する。

3 区域設定

用途地域等の区域については、以下のとおり定めるものとする。

(1) 区域の境界線等

住居専用地域と、商業地域、工業地域又は工業専用地域とは、原則として相互に接して指定しないものとする。ただし、地形地物又は地区計画等により住居専用地域内における住環境の保護に支障のない場合はこの限りではない。

また、住居系用途地域と路線式指定の商業系用途地域が隣接する場合など、隣接する用途地域相互の容積率の差が過大にならないよう配慮して設定するものとする。

用途地域等の区域の境界線は、道路、鉄道、河川その他の地形地物等、土地の範囲を明示するために適当なものを境界線とする。

ただし、幹線道路沿道など地域の特性に応じて路線式指定とすることができるものとする。また、市街地環境等必要に応じ、市街地再開発事業境界、行政界などを境界線とすることができる。

(2) 標準面積及び路線式指定の区域

用途地域等の最小標準面積は、第2章「1 用途地域に関する指定基準」において「指定規模等」に示された数値を原則とするが、都市計画事業や、特別用途地区、地区計画等により計画的な市街地の整備を図る区域、比較的規模の大きい供給処理施設等の公共施設の区域については、指定基準の数値によらないことができる。

用途地域等を路線式指定とする場合、原則として、その区域の幅は、道路境

界線より 20mとする。ただし、主要幹線道路、幹線道路、準幹線道路又は主要生活道路については、延焼遮断帯形成など土地利用の目標、地域の特性及び周辺の土地利用等を勘案の上、必要に応じて道路境界線より 30mとすることができる。また、後背地との用途地域のかい離を緩和する場合は、緩衝帯を設けることができる。

4 変更

政策誘導によるまちづくりを推進するため、都市計画基礎調査等を踏まえた土地利用の動向や公共施設の整備状況等の把握に努め、都市における都市計画上の課題に対応し、その健全な発展に資するよう、随時かつ的確な用途地域等の見直しを行う。その際の進め方や留意すべき事項は、以下のとおりとする。

(1) 土地利用の方針の策定

用途地域等の変更にあたっては、変更を検討する地区において、土地利用の方針を定めるものとする。

① まちづくり推進地区

三鷹市まちづくり条例第 12 条に基づいて指定されたまちづくり推進地区において、地区のまちづくりの目標等の達成に向けて、用途地域等を変更することが必要な場合は、「まちづくり推進地区整備方針」に用途地域等に関する土地利用の方針を定める。

② 地域のまちづくり

エリアマネジメント等の取組や都市計画道路等の基盤施設整備とあわせて、地域のまちづくりを推進していく際に、用途地域等を変更することが必要な場合、その周辺を含めた地域での懇談会や意見交換会等において、地域の将来像を共有した上で、課題を解決し、地域特性を活かしたまちづくりを進めるための土地利用の方針を定める。

③ 大規模土地利用転換

大規模敷地において土地利用転換が図られる場合、急激な環境変化への対応について、地権者と協議を行い、必要に応じて用途地域等を変更することを検討し、環境変化の緩和や周辺環境への配慮事項を定めた土地利用の方針を定める。

④ 政策誘導による見直し

社会情勢や土地利用への変化への対応、法改正による制度の変更などを踏まえた、土地利用総合計画など上位計画の変更に伴い、用途地域等を変更することが必要な場合、政策誘導によるまちづくりを推進するため、土地利用総合計画に基づき、全体的な土地利用の方針を定める。

(2) 地区計画の活用

用途地域等の変更にあたっては、土地利用の方針を踏まえて、地域の環境変

化の影響を軽減するとともに、周辺市街地との一体的なまちづくりを目指すため、必要な事項を定めた地区計画をあわせて策定していく。

特に、大規模敷地における土地利用転換や都市計画道路の整備にあわせて、用途地域等を変更する場合は、環境変化の緩和や周辺環境への配慮事項を定めた土地利用の方針に基づく地区計画をあわせて策定することを原則とする。ただし、都市計画道路の事業が進捗し、土地利用を促進する必要がある場合は、他の都市計画制度を活用し、周辺環境への影響を緩和することにより、用途地域等の変更ができるものとする。この場合においても、地域のまちづくりを推進し、地区計画の策定に取り組むものとする。

なお、容積率及び建蔽率の低減や、地形地物による用途地域等の変更など、市街地環境に及ぼす影響が想定されない場合は、地区計画を策定しないことができる。

(3) 留意すべき事項

① 地形地物等の変化による見直し

用途地域等の境界の基準としていた地形地物の変化や、用途地域等を路線式指定していた都市計画道路が変更された場合、適切な時期に、変更後の地形地物等にあわせて変更を行うものとする。

② 隣接自治体との調整

行政界周辺においては、用途地域等に過度の差異が発生しないよう、変更の際に事前に隣接自治体と調整を行うものとする。

③ 指定の継続性の配慮

都市計画制度の安定性、厳格性に鑑み、用途地域等の変更に際しては継続性に配慮する。

④ 市民参加の推進

地域特性を活かした魅力あるまちづくりを推進していくためには、市民の参加と協力、理解が必要不可欠となるため、用途地域等の見直しにおいても、情報提供に努め、市民参加を推進する。

(4) 変更の手続き

① 都市計画変更原案の作成

土地利用の方針等を踏まえ、用途地域等の都市計画変更原案を作成する。変更原案については、法第 16 条第 1 項に基づき、説明会の開催、広報紙やホームページ等への掲載など、必要な情報提供を行い、広く市民意見を聴取する。地区計画の策定を伴うものについては、地区計画の原案を作成の上、三鷹市まちづくり条例第 18 条に基づき、公告し、縦覧を行う。

なお、全体的な見直しを行う場合は、原案の作成に先立ち、見直しの考え方や素案等についての説明会の開催、広報紙やホームページ等への掲載など、十分な情報提供を行い、丁寧に市民意見を聴取する。

② 都市計画変更案の作成

原案についての市民意見等を踏まえ、用途地域等の都市計画変更案を作成する。変更案については、法第 17 条第 2 項に基づき、公告し、縦覧を行う。

③ 都市計画変更

縦覧に供された変更案について提出された意見書の要旨を、法第 19 条第 2 項に基づき、都市計画審議会に報告し、法第 19 条第 1 項に基づき、用途地域等の都市計画変更案を都市計画審議会に諮問する。

その答申に基づき、都市計画変更を行い、法第 20 条第 1 項に基づき、その旨を告示する。

5 その他の地域地区等の活用方針

本市の目標とする都市像の実現に向けて、用途地域以外のその他の地域地区等についても以下のとおり活用する。

(1) 特別用途地区

政策誘導によるまちづくりを推進し、土地利用総合計画に定められた特定の土地利用の増進や環境の保護、地域の活性化などの特別の目的を実現するため、特定の建築物の用途等を制限又は緩和することが必要な区域について、特別用途地区を積極的に活用し、指定の拡充や見直しを図る。

また、特別用途地区は用途地域を補完する制度であることから、必要に応じ用途地域の変更にあわせた指定を行う。

(2) 高度地区

住環境の保護や良好な都市景観の形成を図るため、基本となる用途地域との整合と建築物の日影が周囲に与える影響等を考慮して斜線制限型の高度地区を指定する。また、現在は、建築物の高さの最高限度として、8 階建てを想定した 25m、11 階建てを想定した 35m を指定しているが、良好な街並みや都市景観の形成のため、5 階建て程度を想定した高度地区の導入を検討するなど、市街地の特性に応じて、高度地区に建築物の高さの最高限度を定める。

(3) 防火地域及び準防火地域等

市街地の不燃化を促進するため、防火地域及び準防火地域を指定し、その他の地域についても建築基準法第 22 条第 1 項に基づく区域を指定する。

防火地域は、防災上重要な地域や火災が発生した際に大きな被害が予想される地域を対象に指定する。

準防火地域は、建蔽率 50% 以上の区域に指定する。ただし、木造住宅が密集し、狭あい道路が多く、消防活動が困難で、延焼の防止を図る必要がある地域については、建蔽率 40% の区域であっても準防火地域を指定する。

準防火地域に指定する区域で、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域については、新防火区域を指定する。

(4) 高度利用地区

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「東京都高度利用地区指定方針及び指定基準」を準用し、市街地の特性に応じた高度利用地区を指定する。

(5) 風致地区

良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市環境の保全を図るための風致の維持が必要な区域について、風致地区を指定する。

(6) 生産緑地地区等

農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため「三鷹市生産緑地地区指定基本方針」に基づき、生産緑地地区を指定する。また、生産緑地地区の指定から 30 年経過後も、保全を行うことが良好な都市環境の形成を図る上で、特に有効であると認められるものを、特定生産緑地に指定する。

(7) 景観地区

市街地の良好な景観の形成が必要な区域について、景観地区を指定する。

(8) その他

前各号以外の地域地区については、「東京都用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を準用して指定する。

第2章 用途地域等に関する指定基準

1 用途地域に関する指定基準

用途地域に関する指定基準に共通する事項は、以下のとおりとする。

① 指定すべき区域

用途地域は、都市計画法第9条第1項から第12項までの規定に基づき、いずれかの区域に指定する。

② 建蔽率及び容積率の組合せ

建蔽率と容積率の組合せは、指定標準のとおりとする。

③ 建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積の最低限度は、必要な区域について積極的に指定する。

④ 外壁の後退距離の限度

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域における外壁の後退距離の限度については、空地の確保等必要な区域について1.5m又は1mで指定を検討する。

⑤ 建築物の高さの最高限度

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域における建築物の高さの最高限度は、原則として10mとする。

⑥ 用途地域の変更にあたり導入を検討すべき事項

用途地域の変更にあたりは、指定標準の内容に応じた「導入を検討すべき事項」について、用途地域又は地区計画等で導入を検討する。

※【 】内は指定標準の凡例

ア 【敷地面積】 建築物の敷地面積の最低限度

イ 【壁面後退】 壁面の位置の制限又は外壁の後退距離の限度

ウ 【容積制限】 建築物の容積率の最高限度

エ 【用途制限】 建築物等の用途の制限

オ 【最高高さ】 建築物の高さの最高限度

カ 【環境緑地】 地区計画に定める地区施設として接道部分に設ける緑地

(1) 第一種低層住居専用地域

指定すべき区域	
低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域	
① 低層住宅地として、良好な住環境を保護する区域	
② 土地区画整理事業その他の市街地開発事業等により低層住宅地として、面的な市街地整備を図る区域	
指定規模等	
おおむね5ha以上	・第二種低層住居専用地域と隣接する区域又は地区計画等による区域はこの限りでない。
形状は整形とする。	・建蔽率と容積率の組合せの適用区域の選定はおおむね1ha以上とする。

建蔽率

- ・原則として、40%又は50%とする。

容積率

- ・原則として、80%又は100%とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
$\frac{30}{50}$ $\frac{30}{60}$	良好な大規模緑地、公園等及びその景観の保全を図る区域	敷地面積 用途制限	自然環境整備ゾーン 緑地保全ゾーン 大沢スポーツ公園整備ゾーン 研究・学園開放ゾーン
$\frac{40}{80}$ $\frac{50}{100}$	環境良好な一般的な低層住宅地として将来ともその環境を保護すべき区域 $\left(\begin{array}{l} \frac{40}{80} \text{ から } \frac{50}{100} \text{ への変更は地区計画等に} \\ \text{より区画道路率がおおむね 16\%以上} \\ \text{確保される区域に限る。} \end{array} \right)$	敷地面積	住環境整備ゾーン 住環境保全ゾーン 住環境改善ゾーン 防災まちづくりゾーン 上連雀複合整備ゾーン 自然環境整備ゾーン 農・住調和形成ゾーン 緑地保全ゾーン ふれあいの里保全ゾーン ふれあいの里まちづくりゾーン
$\frac{50}{150}$ $\frac{60}{150}$	道路等の公共施設がある程度整備されている区域で、区画道路率がおおむね16%以上の区域	敷地面積 壁面後退 環境緑地	住環境整備ゾーン 住環境保全ゾーン 住環境改善ゾーン 防災まちづくりゾーン 上連雀複合整備ゾーン 自然環境整備ゾーン 農・住調和形成ゾーン ふれあいの里まちづくりゾーン
	区画道路率がおおむね16%未満の区域にあって、用途地域又は地区計画等において、敷地規模及び壁面の位置、敷地内の道路沿いの壁面後退部分の緑化に関する事項など住宅地の環境の向上に寄与する事項が定められた区域	敷地面積 壁面後退 環境緑地 容積制限	
	土地区画整理事業の完了した区域若しくは仮換地指定（仮換地未指定の区域を含めて誘導容積型地区計画を策定する場合は、当該区域を含む。）が行われた区域又は道路等の公共施設が整備された区域	敷地面積 壁面後退	
	都市計画道路等の整備に伴い、その沿道に誘導容積型地区計画を策定する区域	敷地面積 壁面後退	

(2) 第二種低層住居専用地域

指定すべき区域	
主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域	
① 低層住宅地として、良好な住環境を保護しつつ、日用品販売等の利便施設等が立地している区域又は計画的に立地を図る区域	
② 主要な生活道路沿いの区域で、良好な低層住宅地の環境を保護する区域	
指定規模等	
おおむね 1 ha 以上 形状は整形とする。	・ 第一種低層住居専用地域と隣接する区域又は路線式指定とする区域はこの限りでない。

建蔽率

- ・ 原則として、40%又は50%とする。

容積率

- ・ 原則として、80%又は100%とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
$\frac{40}{80}$ $\frac{50}{100}$	環境良好な低層住宅地で、小規模な店舗等が立地している区域又は計画的な立地を図る区域で、その環境を保護する区域	敷地面積	住環境整備ゾーン 住環境保全ゾーン 住環境改善ゾーン 防災まちづくりゾーン 上連雀複合整備ゾーン 自然環境整備ゾーン 農・住調和形成ゾーン ふれあいの里まちづくりゾーン 活動環境整備ゾーン 住・商調和形成ゾーン
	環境良好な低層住宅地の主要な生活道路沿いで、小規模な店舗等が立地している区域又は計画的な立地を図る区域で、その環境を保護する区域 $\left(\frac{40}{80} \text{ から } \frac{50}{100} \text{ への変更は地区計画等により区画道路率がおおむね 16\% 以上確保される区域に限る。} \right)$		
$\frac{50}{150}$ $\frac{60}{150}$	土地区画整理事業の完了した区域若しくは仮換地指定（仮換地未指定の区域を含めて誘導容積型地区計画を策定する場合は、当該区域を含む。）が行われた区域又は道路等の公共施設が整備された区域にあって、小規模な店舗等が立地している区域又は計画的な立地を図る区域で、その環境を保護する区域	敷地面積 壁面後退	住環境整備ゾーン 住環境保全ゾーン 住環境改善ゾーン 防災まちづくりゾーン 上連雀複合整備ゾーン 自然環境整備ゾーン 農・住調和形成ゾーン ふれあいの里まちづくりゾーン 活動環境整備ゾーン 住・商調和形成ゾーン
	都市計画道路等の整備に伴い、その沿道に誘導容積型地区計画を策定する区域において、小規模な店舗等が立地している区域又は計画的な立地を図る区域で、その環境を保護する区域	敷地面積 壁面後退	

(3) 第一種中高層住居専用地域

指定すべき区域	
中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域	
① 中高層住宅地として、良好な住環境を保護する区域 ② 土地区画整理事業その他の市街地開発事業等により道路、下水道、公園等が整備された区域で、住環境の保護を図りつつ、住宅を中高層化する区域	
指定規模等	
おおむね3ha以上 形状は整形とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種中高層住居専用地域と隣接する区域又は路線式指定とする区域はこの限りでない。 ・建蔽率と容積率の組合せの適用区域の選定はおおむね1ha以上とする。

建蔽率

- ・原則として、50%又は60%とする。

容積率

- ・原則として、200%以下とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
	学校、図書館、その他の教育施設、病院等の立地を図る区域 上記の周辺でその環境の保護を図る区域	敷地面積用途制限最高高さ	自然環境整備ゾーン 研究・学園開放ゾーン
	良好な中高層住宅地として、その環境を保護する区域又は開発、整備する区域 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域を貫通する主要な道路沿いで、特に後背地の良好な環境を保護する区域		
$\frac{50}{100}$ $\frac{50}{150}$ $\frac{60}{200}$			

(4) 第二種中高層住居専用地域

指定すべき区域	
主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域	
① 中規模な店舗等の立地を許容しつつ、中高層住宅地として、良好な住環境を保護する区域 ② 土地区画整理事業その他の市街地開発事業等により道路、下水道、公園等が整備された区域で、住環境の保護を図りつつ、住宅を中高層化する区域 ③ 第一種中高層住居専用地域等を貫通する主要な道路沿いで、特に後背地の良好な住環境を保護すべき区域	
指定規模等	
おおむね3ha以上 形状は整形とする。	<ul style="list-style-type: none"> 第一種中高層住居専用地域と隣接する区域又は路線式指定とする区域はこの限りでない。 建蔽率と容積率の組合せの適用区域の選定はおおむね1ha以上とする。

建蔽率

- ・原則として、50%又は60%とする。

容積率

- ・原則として、200%以下とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
$\frac{50}{100}$ $\frac{50}{150}$ $\frac{60}{200}$	第一種中高層住居専用地域等を貫通する主要な道路沿いで、特に後背地の良好な住環境を保護すべき区域	敷地面積 用途制限 最高高さ	住環境整備ゾーン 公共住宅等整備ゾーン 活動環境整備ゾーン 住・商調和形成ゾーン
	中高層住宅地として開発、整備する区域又はすでに中高層住宅地として整備されている区域で、住民の日常生活の利便から中規模な店舗等の立地を図る区域		

(5) 第一種住居地域

指定すべき区域	
住居の環境を保護する地域	
① 商業地又は工業地に接する区域で、用途が混在しているが、住環境を保護する区域 ② 住居専用地域を貫通する幹線道路沿いの区域で、住環境を保護する区域	
指定規模等	
おおむね3ha以上 形状は整形とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線式指定とする区域はこの限りでない。 ・建蔽率と容積率の組合せの適用区域の選定はおおむね1ha以上とする。

建蔽率

- ・原則として、60%とする。
- ・その他の地域特性に応じて50%とすることができる。

容積率

- ・原則として、200%以下とする。
- ・高度利用を図ることが必要な区域は300%とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
$\frac{60}{200}$	用途が混在しているが、住環境の保護を図る区域	敷地面積 壁面後退 用途制限 最高高さ 環境緑地	自然環境整備ゾーン 研究・学園開放ゾーン 活動環境整備ゾーン
$\frac{60}{300}$	上記の区域で、おおむね12m以上の幅員の道路沿いの区域又は駅周辺若しくは活性化の拠点周辺等の高度利用を図る区域	敷地面積 壁面後退 用途制限 最高高さ 環境緑地	住・商調和形成ゾーン 住・商・工調和形成ゾーン 住・工調和形成ゾーン

(6) 第二種住居地域

指定すべき区域	
主として住居の環境を保護する地域	
① 大規模な店舗、事務所等が混在している住宅地で、住環境を保護する区域 ② 第一種住居地域を貫通する幹線道路沿いの区域で、住環境を保護する区域	
指定規模等	
おおむね3ha以上 形状は整形とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線式指定とする区域はこの限りでない。 ・建蔽率と容積率の組合せの適用区域の選定はおおむね1ha以上とする。

建蔽率

- ・原則として、60%とする。
- ・その他の地域特性に応じて50%とすることができる。

容積率

- ・原則として、200%以下とする。
- ・高度利用を図ることが必要な区域は300%とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
$\frac{60}{200}$	住居の環境を保護する住宅地において、住居と店舗、事務所等の併存を図る区域	敷地面積 壁面後退 用途制限 最高高さ 環境緑地	活動環境整備ゾーン 住・商調和形成ゾーン 住・商・工調和形成ゾーン 住・工調和形成ゾーン 市民センター整備ゾーン
$\frac{60}{300}$	上記の区域で、おおむね12m以上の幅員の道路沿いの区域又は駅周辺若しくは活性化の拠点周辺等の高度利用を図る区域	敷地面積 壁面後退 用途制限 最高高さ 環境緑地	

(7) 準住居地域

指定すべき区域
道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する地域
① 住宅地を貫通する幹線道路等の沿道のうち、自動車関連施設等が立地している区域又は計画的に立地を図る区域で、住環境を保護する区域
指定規模等
おおむね 1 ha 以上

建蔽率

- ・原則として、60%とする。
- ・その他の地域特性に応じて50%とすることができる。

容積率

- ・原則として、200%以下とする。
- ・高度利用を図ることが必要な区域は300%とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
$\frac{60}{200}$	道路沿いに自動車関連施設等が立地している区域	敷地面積 壁面後退 用途制限 最高高さ 環境緑地	活動環境整備ゾーン 住・商調和形成ゾーン 住・商・工調和形成ゾーン 住・工調和形成ゾーン
$\frac{60}{300}$	上記の区域のうち、住宅地を貫通する幅員 12m以上の道路沿いで高度利用を図る区域	敷地面積 壁面後退 用途制限 最高高さ 環境緑地	

(8) 近隣商業地域

指定すべき区域	
<p>近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進する地域</p> <p>① 三鷹駅前エリア周辺、三鷹台駅エリア及び井の頭公園駅エリア</p> <p>② 日常購買品を扱う店舗を主体とした区域</p> <p>③ 住宅地に新駅が設置されるなど、日常購買品を扱う店舗等の立地を図る区域</p> <p>④ 幹線道路沿いで、沿道にふさわしい業務施設等が立地している区域又は計画的に立地を図る区域</p> <p>※②については、店舗又は事務所等の数がおおむね 30 以上集中している区域で、区域内の店舗若しくは事務所等の建築物の棟数又は床面積の合計がおおむね全体の 70%を超える区域とする。</p>	
指定規模等	
おおむね 0.5ha 以上	・商業地域に隣接する区域又は路線式指定とする区域はこの限りでない。

建蔽率

- ・原則として、80%とする。
- ・その他の地域特性に応じて 60%とすることができる。

容積率

- ・原則として、200%又は 300%とする。
- ・第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に囲まれた区域は、原則として 200%以下とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
集団 $\frac{80}{200}$ $\frac{80}{300}$	三鷹駅前エリア周辺	敷地面積用途制限最高高さ	活動環境整備ゾーン 近隣商業整備ゾーン
	三鷹台駅エリア、井の頭公園駅エリア		
路線式 $\frac{80}{300}$	商業地域の周辺にあつて、主として日常購買品等を扱う店舗、事務所等の多く立地している区域又はそれらの立地を図る区域で、都市施設が整備済みの区域又は整備することが確実な区域	敷地面積用途制限最高高さ	
	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に接する区域		
	上記の区域以外の用途地域に接する区域	敷地面積用途制限最高高さ	

(9) 商業地域

指定すべき区域	
主として商業その他の業務の利便を増進する地域	
① 三鷹駅前エリア	
② 幹線道路沿いで、商業・業務施設等が立地している区域又は立地を図る区域	
③ 近隣商業地域では許容されない商業施設が多く立地している区域	
指定規模等	
おおむね 0.5ha 以上	・近隣商業地域と接する区域又は路線式指定とする区域はこの限りでない。

容積率

- ・原則として 500%とする。
- ・高度利用を図ることが必要な区域は 600%とする。
- ・幹線道路沿いで住宅地に接する場合は、後背地との容積率の差が過大とならないよう配慮する（容積率の差がおおむね 300%以内とする。）。

指定標準				
	建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
集団	$\frac{80}{500}$	三鷹駅前エリア	敷地面積 用途制限	活動環境整備ゾーン 中心市街地活性化ゾーン
	$\frac{80}{600}$	上記の区域のうち、都市施設が整備済みの区域または整備することが確実な区域で、高度利用を図る区域	敷地面積 用途制限	
路線式	$\frac{80}{500}$	三鷹駅前エリアの商業地域に隣接する幹線道路沿いの区域	敷地面積 用途制限 最高高さ	

(10) 準工業地域

指定すべき区域	
主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する地域	
① 工場と住宅が混在しており、住工の調和を図りながら都市型産業や地場産業などの育成を図るべき区域又は住環境の保護を図りつつ、工業の立地を図る区域 ② 流通関連施設などの立地を誘導する区域 ③ 水道、下水道、ごみ焼却場等の供給処理施設の立地する区域又は電車操車場等の区域 ④ 店舗、事務所、流通関連施設等の業務系施設又は自動車修理工場等沿道サービス施設等の立地する区域	
指定規模等	
おおむね5ha以上 形状は整形とする。	以下の区域の場合は0.5ha以上とすることができる。 ・供給処理施設等が立地している区域 ・工業地域と隣接する区域 ・路線式指定する区域 ・市街地環境に配慮した事項を地区計画又は特別用途地区等で指定している区域

建蔽率

- ・原則として60%とする。
- ・その他地域の特性に応じて50%とすることができる。

容積率

- ・原則として200%とする。
- ・特に高度利用を必要としない区域は、150%以下とする。

指定標準			
建蔽率 容積率	適用区域	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
60 200	住宅と調和した複合市街地を目指す区域又は車両操車場等の立地する区域	敷地面積 壁面後退 用途制限 最高高さ 環境緑地	活動環境整備ゾーン 住・商・工調和形成ゾーン 住・工調和形成ゾーン
	鉄道沿線、幹線道路沿道、飛行場周辺等で、騒音等が著しい区域又は著しくなると予想される区域で、特に後背地の良好な住環境を保護することが必要な区域		

(11) 工業地域

指定すべき区域
主として工業の利便を増進する地域
<ul style="list-style-type: none"> ① 準工業地域では許容されない工場又は危険物の貯蔵所・処理場の立地を図るべき区域 ② 工業団地など産業機能を集積させ、その機能の育成を図るべき区域 ③ 産業機能の維持を図るべき工業地で、住宅等との混在を排除することが困難又は不適当な区域
指定規模等
おおむね 5 ha 以上

建蔽率

- ・原則として 60%とする。
- ・その他地域の特性に応じて 50%とすることができる。

容積率

- ・原則として 200%とする。
- ・特に高度利用を必要としない区域については 150%以下とする。

指定標準		
建蔽率 容積率	導入を検討すべき事項	基本的なゾーニング
60 200	用途制限 最高高さ	活動環境整備ゾーン 住・工調和形成ゾーン 広域産業整備ゾーン

(12) その他

① 田園住居地域

指定すべき区域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域

- ・低層住宅と農地が混在し、両者の調和により良好な居住環境と営農環境の形成を図る区域
- ・土地区画整理事業等により、道路等の公共施設が整備されている区域等で、居住環境と営農環境の形成を図る区域

指定規模等

- ・おおむね1 ha 以上とし、形状は整形とする（低層住居専用地域と隣接する区域で、指定する区域の農地が良好な住環境の形成に寄与する場合はこの限りでない）。

建蔽率

- ・原則として、40%又は50%とする。

容積率

- ・原則として、80%又は100%とする。

② 工業専用地域

指定すべき区域

工業の利便を増進する地域

- ・工業の集積が多く、その機能の育成を図り、住宅の立地を防止する区域
- ・計画的に開発する工業団地の区域

指定規模等

- ・おおむね5 ha 以上とする。

建蔽率

- ・原則として、60%とする（容積率150%以下の区域は50%とすることができる）。

容積率

- ・原則として、200%とする（特に高度利用を必要としない区域については150%以下とする）。

2 その他の地域地区等の指定基準

(1) 特別用途地区

特別用途地区については、用途地域との関係を十分に考慮したうえで、目的を明確に設定して適切な位置及び規模で定めることとする。

なお、以下の従来の特別用途地区について、引き続き活用を図るとともに、創意工夫を活かして、地区の特性にふさわしい特別用途地区を積極的に指定・拡充する。

① 特別商業活性化地区

店舗や事務所等の用途を誘導する商業系用途地域を対象として指定し、にぎわいの創出を図るとともに、狭小な敷地での住居専用住宅の建築を制限し、店舗等の保護・育成を図る。

② 特別都市型産業等育成地区

工業・業務機能を維持発展させる工業系の用途地域及び住宅と工業・業務が混在している工業系の用途地域を対象として指定し、都市型産業、地場産業等の保護・育成を図る。

③ 特別文教・研究地区

大学、専修学校、研究施設等が存在する第一種中高層住居専用地域を対象として指定し、学校、研究施設等の立地環境の確保を図る。

④ 特別住工共生地区

地場産業の保護・育成、都市型産業等の誘致を行う住居系用途地域等を対象として指定し、住居の環境を保護するための構造制限を行いながら、既存の工場等の業種について用途規制を緩和する。

(2) 高度地区

高度地区は、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」との整合に留意し、以下のとおり定める。

① 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域

ア 第一種高度地区に指定する。

② 工業地域及び工業専用地域

ア 原則として、建築物の高さの最高限度を定めた高度地区を指定する。

③ その他の用途地域

ア 原則として、容積率 200%以下の区域は第二種高度地区とする。ただし、容積率 150%以下の区域は第一種高度地区に指定することができる。

イ 原則として、容積率 300%の区域は第三種高度地区とする。

ウ 容積率 400%以上の区域については、原則として斜線制限型高度地区に指定しないものとする。

エ 良好な街並み景観を誘導する区域等については、住環境に配慮しつつ建築物の高さの最高限度を定めた高度地区を指定する。ただし、再開発

促進地区内の商業地域については、路線式指定の区域を除き高さの最高限度を定めないことができる。

(3) 防火地域及び準防火地域等

① 容積率 400%以上の区域は防火地域に指定する。

また、容積率 200%以上の区域で市街地の安全性の向上を図る区域については、防火地域に指定することができる。

② ①の区域を除き原則として、建蔽率 50%以上の区域は準防火地域に指定する。

また、延焼の防止を図ることが必要な区域については、建蔽率 40%以上の区域についても準防火地域に指定することができる。

③ 準防火地域に指定する区域で、「東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱」に規定される特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域については、新防火区域に指定することができる。

(4) その他の地域地区

前各号以外の地域地区については、「東京都用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を準用して指定又は変更する。

運用について

- 1 法律等の改正が行われた場合など、社会経済情勢の変化を踏まえ、政策誘導の視点からこの指定方針及び指定基準の内容を再検討し、必要に応じて変更するものとする。
- 2 土地利用に関するその他の都市計画の決定等にあっても、この指定方針及び指定基準を踏まえて行うものとする。
- 3 この指定方針及び指定基準は、三鷹市を対象として統一的な運用を図るものとするが、特段の定めのない事項のほか、この指定方針及び指定基準により難しい理由があるときは、特別の運用ができるものとする。
- 4 この指定方針及び指定基準は、令和4年4月1日から施行する。